

令和5年 宜野湾市教育委員会第6回(定例会)会議録

教育長 仲村宗男

教育委員 仲村和也

開催日時：令和5年5月24日(水) 午後14:00 閉会 15:30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：仲村宗男教育長、仲村和也教育長職務代理者、
知念菜穂子委員、下地美幸委員

欠席者：なし

出席職員

【教育部】教育部長 崎間 賢、教育部次長 真鳥かおり

(総務課) 教育企画係長 大島優子、教育企画係主任主事 玉城智代

(生涯学習課) 生涯学習課長 佐久原 昇

(中央公民館) 中央公民館公民館係長 伊佐正美

(市立博物館) 市立博物館長 平敷兼哉

【指導部】指導部長 佐伯 進、指導部次長 松本勝利

(学校給食センター) 学校給食センター所長 伊佐英人、

学校給食センター給食会計係長 古屋有希

議事日程

議案第19号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について「令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第2号)」

議案第20号 宜野湾市立中央公民館運営審議会補欠委員の委嘱について

議案第21号 宜野湾市立博物館協議会補欠委員の委嘱について

議案第 22 号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 23 号 宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の制定について

議案第 24 号 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第 25 号 宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金交付要綱の制定について

連絡事項

1、教育部

- ・普天間小学校の落成式、祝賀会についてのお知らせ

2、指導部

なし

○仲村宗男 教育長 皆様、こんにちは。

本日の出席委員は3名で、定足数を達しております。

ただいまより令和5年第6回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。

本委員会で審議します案件は7件となっております。

本日の会議録署名人は、仲村和也教育委員を指名したいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、3月30日開催の第4回定例教育委員会会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は下地教育委員になっております。会議録につきましては既に配付してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○下地美幸 教育委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ただいま、第4回定例教育委員会の会議録について承認いただきました。下地教育委員には、後ほど署名をお願いいたします。

(教育長諸般の報告)

○仲村宗男 教育長 それでは、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料1ページを御覧ください。

4月22日土曜日、「2023 ぎのわんトロピカルビーチ海開き」がぎのわんトロピカルビーチで行われました。小雨混じりで強い風の中、宮司による安全祈願が行われております。その後、ゲーム等が開催され盛況でした。

4月25日火曜日、宜野湾市学力向上推進協議会役員会を開催しております。

4月26日は2つ事業がございまして、1つ目は宜野湾市幼稚園長・副園長会がありました。2つ目に、宜野湾市文化協会主催による「令和4年度受賞者報告及び懇親会」を中央公民館で開催しております。

4月28日金曜日、宇地泊にある「ていーちがー公園水質改善施設落成式」に参加しております。

5月1日月曜日並びに5月10日水曜日、校長当初面談が2回開催されております。

5月8日、普天間基地の司令官が任期を終わるということで、交代式が行われ、普天間航空基地に市長共々参加しております。

5月9日並びに5月10日、5月15日に内部点検評価を3回開催しております。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

同じく5月10日、桃原修教育委員の告別式がございました。

5月11日から12日、「第68回沖縄県市町村教育委員会連合会定期総会並びに研修会」が石垣市民会館で行われております。当日は職務代理者の仲村和也委員も一緒に参加しております。

5月15日、沖縄県中学校文化連盟会長による表敬訪問がございました。

5月16日、5月市議会臨時会与党議案調整会議が行われております。調整会議においては、本議案書18ページの宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金交付要綱の制定に係る上程案件が示されております。

5月17日から5月20日、北海道で「第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会」が帯広市民会館で開催されました。

5月22日は2本事業がありまして、1つ目は「令和5年度宜野湾市交通安全推進協議会定期総会」が中央公民館で行われました。引き続き同会場で「令和5年度宜野湾市防犯対策協議会定期総会」があり、参加しております。

5月23日も2つスケジュールがございました。1つ目に、6月市議会定例会第1回与党調整会議、2つ目に、「令和5年度第1回宜野湾市育英会理事会総会」がありました。

最後に本日5月24日、市内学校訪問の第1弾として、宜野湾小学校で朝7時半から12時半ぐらいまで学校訪問しております。下地美幸委員が出席されておりました。ありがとうございました。

本日、第6回定例教育委員会となっております。本日、またよろしく申し上げます。

以上、諸般の報告を終わりたいと思います。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程1「議案第19号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について「令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）」」を議題といたします。

本件は5月市議会臨時会に上程する議案に関する事項であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、審議を非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。異議なしということですので、日程1、議案第19号は非公開といたします。

〈非公開〉

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について「令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程1、議案第19号を終了いたします。

○仲村宗男 教育長 休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程2「議案第20号 宜野湾市立中央公民館運営審議会補欠委員の委嘱について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第20号 宜野湾市立中央公民館運営審議会補欠委員の委嘱について。

別紙の者を宜野湾市立中央公民館運営審議会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月24日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の退任に伴い、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例第4条第2項及び同条第4項の規定により、新たに委員を委嘱する必要があるためでございます。

それでは、別冊の黄色の表紙、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

宜野湾市立中央公民館運営審議会委員新旧対照名簿でございます。

それでは、対照表の右側をご覧ください。

今回新たに委嘱する補欠委員は、3番の又吉直正様、4番の照屋文宏様、9番の長濱守毅様の3名で、選出区分は、又吉様と照屋様が学校教育関係者、長濱様が社会教育関係者となっております。

今回の委嘱につきましては、審議会委員2名の学校教育関係者は、宜野湾市校務研究会校長

部会より、毎年役割分担のローテーションによって、担当する学校長が異動となるため、それに伴う真志喜中学校校長と長田小学校校長への委員の変更となっております。

また、長濱様につきましては、令和5年度の宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会の総会におきまして、宮城委員が会長職を退任されたことによる後任の会長であります長濱様への委員の変更となっております。

この3名の委嘱期間につきましては、いずれも前任者の異動による補欠委員の委嘱となっておりますので、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例第4条第4項の規定により、前任者の残任期間であります令和6年5月31日までとなっております。

以上が議案第20号 宜野湾市立中央公民館運営審議会補欠委員の委嘱についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 教育部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立中央公民館運営審議会補欠委員の委嘱についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程2、議案第20号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程3「議案第21号 宜野湾市立博物館協議会補欠委員の委嘱について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第21号 宜野湾市立博物館協議会補欠委員の委嘱について。

別紙の者を宜野湾市立博物館協議会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月24日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。宜野湾市立博物館協議会委員の異動に伴い、宜野湾市立博物館設置条例第13条第2項及び同条第4項並びに宜野湾市立博物館協議会規則第3条の規定により、補欠委員を委嘱する必要があるためでございます。

それでは、別冊の黄色の表紙、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

宜野湾市立博物館協議会新旧対照名簿でございます。

それでは、対照表の右側をご覧ください。

今回新たに委嘱する補欠委員は1番の山城亨様、2番の玉城健蔵様、5番の天久静子様で、選出区分は、山城様と玉城様が学校教育関係者、天久様が家庭教育関係者となっております。

今回の委嘱につきましては、協議会委員2名の学校教育関係者は宜野湾市校務研究会校長部会より毎年役割分担のローテーションによって担当する学校長が異動となるため、それに伴う大山小学校校長と嘉数中学校校長への委員の変更となっております。また、天久静子委員につきましては、令和5年度の宜野湾市女性連合会の総会において、中村順子委員が副会長職を退任されたことによる後任の副会長である天久様への委員の変更となっております。

この3名の委嘱期間につきましては、いずれも前任者の異動による補欠委員の委嘱となっておりますので、宜野湾市立博物館設置条例第13条第4項にのっとり、前任者の残任期間であります令和6年5月31日までとなっております。

以上が議案第21号 宜野湾市立博物館協議会補欠委員の委嘱についての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 説明ありがとうございます。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市博物館協議会補欠委員の委嘱についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程第3、議案第21号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程4「議案第22号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

本件に対する担当者の説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 議案第22号についてご説明申し上げます。

それでは、水色の議案書7ページ、黄色の新旧対照表3ページ、桃色の別冊議案資料23ページをお開きになってご準備ください。

それでは、水色の議案書7ページをご覧ください。

議案第22号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について。

別紙の者を宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月24日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。宜野湾市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市教育支援委員会規則第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要があるためでございます。

それでは、8ページをお開きください。また併せて桃色の別冊議案資料23ページ、宜野湾市教育支援委員会規則をご覧ください。

宜野湾市教育支援委員会規則の第3条に、委員会の委員は、27人以内をもって組織するとあります。第2項では、委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命するとして、第1号から第7号までがございます。

それでは、水色の議案書8ページです。

委員の委嘱期間は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっております。

続いて、黄色の冊子、新旧対照表3ページをご覧ください。委員の新旧名簿となっております。

委員は全27名でございます。所属団体名、役職名等及び選任区分につきましてはご覧になっ

てください。

宜野湾市教育支援委員会規則第3条第2項第1号の規定により、1番、2番は小学校の校長及び中学校の校長でございます。3番から15番は2号の規定により、特別支援学級の担任で、宜野湾市内各小中学校の特別支援コーディネーター等でございます。16番、17番は3号の規定により、専門医でございます。18番は4号の規定により、障がい児教育に関する学識経験者でございます。19番は5号の規定により、特別支援学校の教諭でございます。20番から23番は6号の規定により、教育委員会の職員で幼稚園副園長等とはごろも学習センター臨床心理士でございます。24番から27番は7号の規定により、その他教育長が適当と認める者で、本市の関係部局の職員でございます。

以上7名を宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいと存じます。

以上説明申し上げ、後にご質問にお答えしたいと思います。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程4、議案第22号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程5「議案第23号 宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の制定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 先ほど 19 号の関連になります。議案第 23 号 宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の制定についてご説明申し上げます。

水色の議案書 9 ページと別冊ピンク色の議案資料 27 ページのご準備をお願いいたします。

議案第 23 号 宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の制定について。

宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。給食費の減額算定に関する事項について新たに定め、様式の整理を行うとともに、宜野湾市学校給食センター運営に関する規程を廃止し、要綱として改めて制定する必要があるためでございます。

ページをめくっていただきまして、制定する要綱の内容であります。

新設制定の要綱においては 14 の条文で構成されており、第 1 条で趣旨、第 2 条で事業、第 3 条で給食日、第 4 条で給食費の基準額、第 5 条で給食費の減額算定等、第 6 条で給食費の納入、第 7 条で学校長の役割、第 8 条で給食費の日割算定、第 9 条で給食費の還付、第 10 条で給食費の未納等に対する措置、第 11 条で献立、第 12 条で会計年度、第 13 条で出納の閉鎖、第 14 条で会計監査を定めております。

内容におきましては、ピンク色の別冊議案資料 27 ページにこれまで規定してございました教育長訓令を添付しておりますので、ご参照ください。

主な内容としましては、第 2 条において、学校給食センターの事業を規定しており、7 つの号において、完全給食の献立、調理及び運搬に関することなどを定めております。また、第 4 条において、月額で小学校 4,300 円、中学校 4,900 円を定め、第 5 条において、アレルギー等で完全給食が喫食できない場合の減額算定等を定めております。

議案書 13 ページに戻っていただき、附則の規定であります。

附則、施行期日、第 1 項、この告示は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

経過措置、第 2 項、この要綱の施行の際、宜野湾市学校給食センター運営に関する規程に基づいて印刷された様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

以上が制定要綱の説明となっております。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。ありがとうございます。

質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程5、議案第23号を終了いたします。

続きまして、日程6「議案第24号 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 それでは、議案第24号 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

水色議案書18ページと黄色、新旧対照表4ページと別冊ピンク色議案資料35ページの準備をお願いします。

議案第24号 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について。

宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月24日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。対象者及び補助金の額に関する事項について整理を行うため、改正する必要があるためでございます。

ページをめくっていただきまして、19ページをお開きください。併せて黄色の冊子、新旧対照表4ページをご覧になってください。

新旧対照表のほうでご説明申し上げます。左が現行、右側が改正後（案）となります。

2条の中で、備考欄において字句の改め及び字句を削るとありますが、本来、例規規定で不要な月日及び記載の誤りを修正するものであります。

第3条は、これまで補助金の額として2,150円と実額を規定していたものを先ほど説明した宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の給食費の基準額及び給食費の減額算定等の半額を助成すると規定を改めた内容でございます。これは、助成額が改定される際に、この要綱までを改正せずとも半額助成金額を継続して行うものであります。

ピンク色の冊子、議案資料35ページには、これまで規定していた交付要綱がございますので、併せてご覧ください。

議案書19ページに戻っていただきまして、附則であります。

附則、この告示は、令和5年4月1日から施行する。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 説明ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて、日程6、議案第24号を終了いたします。

続きまして、日程7「議案第25号 宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 議案第25号 宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金交付要綱の制定についてご説明申し上げます。

それでは、水色議案書20ページのご準備をお願いいたします。

議案第25号 宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金交付要綱の制定について。

宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。市立小中学校の児童・生徒の学校給食費を全額助成し、保護者の負担軽減を図るための要綱を制定する必要があるためでございます。

ページをめくっていただきまして、制定要綱の内容であります。

新設制定の要綱においては、13 の条文で構成されております。第 1 条で目的、第 2 条で補助対象者、第 3 条で補助金の額、第 4 条で補助金の交付申請、第 5 条で補助金の交付決定、第 6 条で委任、第 7 条で実績報告書の提出、第 8 条で補助金額の確定、第 9 条で補助金の請求、第 10 条で補助金の交付、第 11 条で交付決定の取消し、第 12 条で字句の読替え等、第 13 条でその他を定めております。

内容におきましては、本市では既に宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱において半額助成を行っており、その要綱を参考にして整備しております。また、公立小学校においては半額助成を実施しておりますので、この要綱において、残りの半額、そして公立中学校においては全額助成を実施する内容となっております。

今回差し替えした内容は、第 5 条に規定する補助金の交付決定にて、第 2 項を追加しております。これは先ほど説明した半額助成の対象と今回の全額助成事業の対象がほぼ重なるため、保護者の申請書提出の負担軽減、学校給食センターの事務負担軽減等を図り、事務を効率化するための措置であります。

第 4 条で規定する補助金の交付申請は、あらかじめ規定しておりましたけれども、補助金の交付決定でも改めて規定する必要があることから追記しております。

また、小学校給食費半額助成の規定と今回の全額助成で異なる部分においては、国からの交付金を活用するため、国に対して国庫支出金の実績報告があることから、毎月の実績報告、実績払いの部分が異なるところであります。

24 ページから 31 ページにおいては、各条文で規定した様式が載せてございます。

議案書 23 ページに戻っていただき、附則の規定であります。議案書 23 ページをご覧ください。

附則第 1 項、この告示は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 項、この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日後の告示の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上が制定要綱の説明となっております。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 説明ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。
質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了
いたします。

これより宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金交付要綱の制定についてを採決いたしま
す。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり
承認されました。

これにて、日程7、議案第25号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、教育部からの連絡事項をお願いいたします。

(連絡事項)

1、教育部

・普天間小学校の落成式、祝賀会についてのお知らせ

2、指導部

・なし

○仲村宗男 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。